

東京大学駒場図書館一般市民利用内規

平成14年6月20日
制 定

(目的)

第1条 この内規は、東京大学駒場図書館規則第7条第3号の規定に基づき、東京大学(以下「本学」という。)の教育、研究に支障のない範囲で、一般市民の東京大学駒場図書館(以下「本館」という。)の利用を認めることとし、その利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(一般市民の定義)

第2条 この内規にいう一般市民とは、大学又は教育研究機関に所属しない者で、学術研究又は調査を目的とする者(以下「利用者」という。)をいう。

(利用手続)

第3条 利用者は、本館の利用に際して、あらかじめ利用する図書館資料及び日時などを連絡し、東京大学駒場図書館長(以下「館長」という。)の許可を得るものとする。

(利用時間)

第4条 利用時間は、原則として平日の開館日の9時から17時までとする。

(利用サービスの範囲)

第5条 利用者は、館内で図書館資料を閲覧することができる。

2 利用者は、所定の手続きをとることにより、本館における文献複写のサービスを受けることができる。

3 以下の場合には、第1項の閲覧、第2項の文献複写サービスの範囲を制限することがある。

(ア) 本学の教育、研究に支障がある場合

(イ) 当該図書館資料に個人の権利・利益を害する恐れがある個人情報に記載されている場合

(ウ) 資料保全の必要がある場合

(指示遵守)

第6条 利用者は、本館職員の指示に従わなくてはならない。

(賠償責任)

第7条 利用者は、利用中の図書館資料あるいは設備、備品等を故意もしくは重大な過失により亡失し、又は損傷した場合は、その損害を賠償しなくてはならない。

(利用禁止)

第8条 館長は、この内規に違反した利用者に対して、利用を禁止することができる。

(その他の規則の準用)

第9条 この内規に定めるもののほか、本館利用上の事項については、本館規則及び利用規則を準用する。

附 則

この内規は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年12月6日から施行する。